

平成27年第2回大山町教育委員会

招集年月日 平成27年2月25日(水) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	林原浩子	3番	金田吉人
4番	小原康正	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第2号 大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第3号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について

日程第 6 議案第4号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第5号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成27年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1 月 28 日	水	嘉手納町来訪団歓迎会(弓ヶ浜荘)
30 日	金	嘉手納町来訪団出発式
31 日	土	男女共同参画講座(保健福祉センターなわ)
2 月 1 日	日	大山町生涯学習大会兼本のあるまちづくり大会(中山地区)
2 日	月	管理職会、西部地区教育行政広域連携推進研修会(弓ヶ浜荘)
3 日	火	教職員組合との話し合い
4 日	水	六長合同会議、第1回障がい者計画・障がい者福祉計画策定委員会(保健福祉センターなわ)
5 日	木	同和問題研修会(米子市文化ホール)
6 日	金	大山町地方創生本部第1回会議
8 日	日	第8回大山手づくり豆腐サミット(国信公民館)
10 日	火	第1回教育長ヒアリング(米子市役所第2庁舎)
14 日	土	高麗ふるさと祭り(~15日:高齢コミュニティセンター)
15 日	日	西部地区社会教育研究大会(日南町)
16 日	月	県学校給食会第2回理事会(鳥取市)
17 日	火	大山町子ども見守り隊隊員研修会
18 日	水	教職員評価・育成制度に係る校長面談
20 日	金	少子化対策会議(本庁舎)、町立図書館・学校図書館連絡会
21 日	土	大山町女性団体研修会(中山トレーニングセンター)、中山公民館祭り(~22日:中山公民館)
23 日	月	第2回教育長ヒアリング(米子市役所第2庁舎)
24 日	火	日本海新聞社ふるさと大賞表彰式、町人権・同和教育推進協議会行政部会会員研修会(本庁舎)
25 日	水	定例教育委員会

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
2 月 28 日	土	大山公民館大山分館祭り(~3月1日:大山分館)、大山町スポーツ少年団交流会(中山小学校)

3月10日(火) 中学校卒業証書授与式、臨時教育委員会(13:00~)

3月20日(金) 小学校卒業証書授与式

3月25日(水) 転任教職員あいさつ式(14:00~)、定例教育委員会(15:00~)

※ 3月議会の日程は別紙のとおり

議案第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例（案）を平成27年3月大山町議会定例会に提出する。

平成27年 2月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例（案）

（大山町公告式条例の一部改正）

第1条 大山町公告式条例（平成17年大山町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同
表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（その他の規則及び規程の公表）</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の規則その他町の機 関の定める規則で公表を要するもの（地方教育行 政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第15条第2項の規定によりその公布に関 しては教育委員会規則で定めることとされてい るものを除く。）について準用する。この場合に おいて、同条第1項中「町長」とあるのは、「当 該機関又は当該機関を代表する者」と読み替える ものとする。</p> <p>2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を 要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第15条第2項の規定によりその公布に関 しては教育委員会規則で定めることとされてい るものを除く。）について準用する。この場合に おいて、同条第1項中「町長名」とあるのは「当 該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「町 長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代 表する者の印」と読み替えるものとする。</p>	<p>（その他の規則及び規程の公表）</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の規則その他町の機 関の定める規則で公表を要するもの（地方教育行 政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第14条第2項の規定によりその公布に関 しては教育委員会規則で定めることとされてい るものを除く。）について準用する。この場合に おいて、同条第1項中「町長」とあるのは、「当 該機関又は当該機関を代表する者」と読み替える ものとする。</p> <p>2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を 要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第14条第2項の規定によりその公布に関 しては教育委員会規則で定めることとされてい るものを除く。）について準用する。この場合に おいて、同条第1項中「町長名」とあるのは「当 該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「町 長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代 表する者の印」と読み替えるものとする。</p>

(大山町職員定数条例の一部改正)

第2条 大山町職員定数条例(平成17年大山町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(臨時の職員を除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(教育長、臨時の職員を除く。)をいう。</p>

(大山町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大山町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成17年大山町条例第37号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(大山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 大山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大山町条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、同表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、同表のとおりとする。<u>ただし、教育長である教育委員会の委員には、その委員として受けるべき報酬は、支給しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>

職名		報酬額	職名		報酬額
(略)			(略)		
農業委員会	会長	月額 40,300円	農業委員会	会長	月額 40,300円
	会長代理	〃 31,200円		会長代理	〃 31,200円
	委員	〃 26,000円		委員	〃 26,000円
教育委員会	教育長職務代理者	〃 31,200円	教育委員会	委員長	〃 40,300円
	委員	〃 26,000円		委員長職務代理者	〃 31,200円
(略)				委員	
(略)			(略)		

(大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部改正)

第5条 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例(平成20年大山町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定に基づき、大山町教育委員会は、 <u>教育長及び5人の委員</u> をもって組織する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定に基づき、大山町教育委員会は、 <u>6人の委員</u> をもって組織する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の大山町職員定数条例第1条の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。)については、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間(以下「在職期間」という。)は、適用しない。
- 第3条の規定による改正後の大山町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長については、在職期間は、適用しない。
- 第4条の規定による改正後の大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表第1の表の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長については、在職期間は、適用しない。
- 第5条の規定による改正後の大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例第1項の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長については、在職期間は、適用しない。

(経過措置)

- 在職期間における大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

議案第2号

大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
について

大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）を
平成27年3月大山町議会定例会に提出する。

平成27年 2月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成17年大山町条例第47号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応す
る同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給料) 第2条 教育長の給料は、月額 <u>608,000円</u> とし、そ の支給期日は他の一般職の職員の例による。	(給料) 第2条 教育長の給料は、月額 <u>593,000円</u> とし、そ の支給期日は他の一般職の職員の例による。

第2条 大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表改
正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合は、当該移動
条を当該移動後条に改め、移動条に対応する移動後条が存在しない場合は、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応
する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在
する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場
合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p align="center"><u>大山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、大山町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間その他の勤務条件等を定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p align="center"><u>大山町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、</u>大山町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給料その他の給与及び旅費並びに勤務時間その他の勤務条件等を定めるものとする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 <u>教育長の給料は、月額608,000円とし、その支給期日は他の一般職の職員の例による。</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 <u>給料以外の給与及び旅費については、大山町特別職の職員で常勤のもの</u>の給与及び旅費に関する条例(平成17年大山町条例第46号)を準用する。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、第1条の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

議案第3号

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
について

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案）を
平成27年3月大山町議会定例会に提出する。

平成27年 2月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の
規定に基づき、教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利
用に関し、利用者が負担する額について必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額）

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号
に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が
定める額は、当該各規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

（利用者負担の減免）

第3条 町長は、特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除する
ことができる。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（大山町保育所条例の一部改正）

第2条 大山町保育所条例（平成17年大山町条例第104号）の一部を次のように改正する。

次の表改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」と
いう。）に対応する同表改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下
「移動後条項」という。）が存在する場合は、当該移動条項を当該移動後条項に改め、
移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合は、当該移動条項を削り、移動後条項
に対応する移動条項が存在しない場合は、当該移動後条項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」
という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。
以下「改正後部分」という。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改

め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により<u>保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする乳児、幼児その他の児童を保育するため、法第39条に定める保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 <u>保育所を利用する支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）の保護者または扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）は、保育所の使用料として保育料を負担しなければならない。</u></p> <p>2 <u>保育料の額は、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年大山町条例第</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第24条第1項及び第35条第3項の規定により保育に欠ける児童（以下「要保育児童」という。）を入所させて保護し、その健全なる育成を図るため、保育所を設置する。</u></p> <p>(保育の実施基準)</p> <p>第3条 <u>保育の実施は、児童の保護者のいずれかが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>居宅外で労働することを常態として</u>いること。</p> <p>(2) <u>居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態として</u>いること。</p> <p>(3) <u>妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。</u></p> <p>(4) <u>疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</u></p> <p>(5) <u>長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</u></p> <p>(6) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場合</u></p> <p>(保育料)</p> <p>第4条 <u>法第24条第1項の規定により、入所させた要保育児童の保育料は、同法第51条第4号に定める費用の範囲内において、町長が別にこれを定めて徴収する。</u></p> <p>(新設)</p>

<p>号) <u>第2条に規定する利用者負担額とする。</u></p> <p>3 <u>保育料は町長が指定する期日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(支給認定子ども以外の子どもの入所)</p> <p>第4条 <u>支給認定子どもを入所させ、なお、定員に余裕のある場合においては、保護者の委託を受けて<u>支給認定子ども以外の子どもを入所させることができる。</u></u></p> <p>2 <u>前項の場合の保育料は、当該子どもに係る子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</u></p> <p>3 <u>支給認定子ども以外の子どもの保育料の徴収方法は、<u>支給認定子どもの保育料に準ずる。</u></u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(保育料の納入方法)</p> <p>第5条 <u>保育料は、町長の規定する期日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(要保育児童以外の児童の入所)</p> <p>第6条 <u>要保育児童を入所させ、なお、定員に余裕のある場合においては、保護者の委託を受けて<u>要保育児童以外の児童を入所させることができる。</u></u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 <u>前条の規定により、<u>要保育児童以外の児童を入所させた場合には、入所後の保育に必要な経費（以下「使用料」という。）を保護者から徴収する。</u></u></p> <p>2 <u>使用料の額は、厚生労働省が示す「<u>保育所費用徴収基準</u>」による保育単価の額とする。</u></p> <p>3 <u>使用料の徴収方法は、<u>要保育児童の保育料に準ずる。</u></u></p> <p>(保育料及び使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>町長は、<u>特別の理由があると認めたときは、保育料及び使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</u></u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(大山町保育所条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行日前において、前条の規定による改正前の大山町保育所条例の規定により納付すべきであった保育料または使用料については、なお従前の例による。

議案第4号

大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）を平成27年3月大山町議会定例会に提出する。

平成27年 2月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）

大山町放課後児童クラブ条例（平成19年大山町条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(対象児童) 第3条 児童クラブの対象児童は、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童とする。 2 (略)	(対象児童) 第3条 児童クラブの対象児童は、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から4年生までの児童とする。 2 (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第5号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成27年 2月25日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 2月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 4件 (詳細別紙) 認定件数 件